

第9回 設備投資による節税対策

御堂筋税理士法人 税理士 香取 圭



■はじめに

皆さん、こんにちは。御堂筋税理士法人の香取です。先月までは経営計画の立て方をお話してまいりました。今月からは製造業における節税対策を2回、企業を永續させていく事業承継の進め方を2回にわたりお話させていただきます。

節税対策については様々ありますが、特に製造業は設備投資をされる機会も多く、政府も生産性向上のための設備投資支援を税制の面で常に優遇しております。また、国際競争力を高める観点から、あらたな製品開発に対して後押ししようということで、試験研究に対する税制面の優遇が設けられております。そこで、今回は「設備投資による節税対策」、次回は「試験研究による節税対策」を取り上げます。

1. 設備投資による税の特典：特別償却と税額控除

法人が国の政策に合致した設備投資をすることで特別償却もしくは税額控除という方法で大きな節税効果が得られます。

(1) 特別償却とは

特別償却とは、取得した資産の減価償却費を通常プラスして行なう償却のことです。

例) 1,000万円で機械を購入した場合
(耐用年数10年、定額法、特別償却：即時償却)
【通常の減価償却】

10年間にわたって100万円ずつ費用になる。
1年目は1,000万円資金の流出があるのに対して100万円しか費用に計上できません。

【特別償却】

通常の減価償却+特別償却で1,000万円を減価償却として費用に計上することができます。
実効税率30%と考えると初年度の節税効果としては900万円×30%=270万円となります。

(2) 税額控除とは

税額控除とは取得した資産の何%かを税額から控除できる制度です。

例) 1,000万円の機械を購入した場合
(7%の税額控除、資本金3,000万円)
1,000万円×7%=70万円

この制度は計算された税金が70万円ディスカウントされるという制度です。つまり通常の償却プラス70万円税額が安くなります。この場合、資産の減価償却は、通常通り行うことになります。

(3) 特別償却と税額控除についての留意点

特別償却や税額控除は、制度ごとに対象となる資産や適用要件が異なりますが、以下の点については特別償却や税額控除に多く当てはまりますので、ご参考にしてください。

- ①青色申告法人が対象となる
- ②税額控除では資本金制限がかかる制度もある
- ③適用期間が限定的である
- ④同じ制度で特別償却と税額控除の併用は不可
- ⑤特別償却の不足額は1年間繰り越して使用することができる場合がある
- ⑥税額控除のうち、その年度の法人税額から控除しきれなかった金額については1年間繰り越して使用することができる

(4) 特別償却か税額控除の選択ポイント

上記(3)④で記載したとおり特別償却と税額控除は重複適用できないため、両方の内容を十分に検討した上で有利な方を選択する必要があります。それぞれの特徴として特別償却は「課税の繰り延べ」、税額控除は「税額の免除」の効果がありますが、以下のポイントで選択されることをお勧めします。

- ①償却を早期に行いたい場合は特別償却
- ②税金の負担を減らしたい場合は税額控除
- ③税額控除は、対象資産の取得年度及び翌年度が欠損となる場合には、そもそも税額を免除する税額がないので免除を受けられません。しかし、特別償却を選択して欠損金となった場合は、その償却分が欠損金となり最長9年間は欠損金を繰越すことができます。
※平成30年4月1日開始事業年度より10年間となる

2. 様々な設備投資税制

製造業において上記1で述べた特別償却・税額控除を使える制度は、今のところ以下のものとなっております。

(1) 中小企業投資促進税制

中小企業者等が、新品の機械装置などを導入した場合に取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が選択できます。

※資本金3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用はありません。

【主なポイント】

- ・適用期間：平成31年3月31日
- ・対象資産：
 - 機械装置…1台160万円以上のものすべて
 - 工具…測定・検査工具で、1台以上・30万円以上かつ取得価額の合計が120万円以上
 - ソフトウェア…合計70万円以上のもの
 - 車両…総重量3.5トン以上のもの
- ・器具備品は対象外です
- ※別の制度(中小企業経営強化税制)で優遇可
- ・対象資産は新品のみで中古資産は対象外です

(2) 環境関連投資促進税制

中小企業者等が、省エネ・低炭素設備等を導入した場合、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が選択できます。

※資本金3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用はありません。

【主なポイント】

- ・適用期間：平成30年3月31日まで
- ・取得後1年以内に事業で使用する必要がある
- ・対象資産：太陽光発電設備等、
プラグインハイブリッド自動車等※
(※特別償却のみ適用)
- ・国または地方公共団体の補助金等をもらって取得したものは対象外となります

(3) 地域未来投資促進税制

地域経済を牽引する地域中核企業を対象とするもので、事業者が地域経済索引事業計画を策定し都道府県から承認を得て、同事業計画に基づいて行う設備投資をした場合、20%~40%の特別償却または2%~4%の税額控除が選択できます。

【主なポイント】

- ・都道府県の策定する基本計画に合致している(対象地域は経産省webサイトを参照ください)
- ・地域経済に対して高い波及効果があること
- ・適用期間：
 - 平成29年7月31日~平成31年3月31日
- ・対象設備
 - ①機械装置・器具備品：
 - 特別償却40%・税額控除4%
 - ②建物・附属設備・構築物：
 - 特別償却20%・税額控除2%

- ・取得価額100億円を限度
- ・先進性を有すること
- ・総投資額が2,000万円以上であること
- ・投資額が前年度減価償却費の10%超であること
- ・対象事業の売上高伸び率が、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率+5%かつ対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ること

(4) 中小企業経営強化税制

中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、最新の機械や生産性の改善に寄与する設備を一定金額以上取得した場合に、即時償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人は10%の税額控除)

【主なポイント】

- ・経営力向上計画の認定を受けた者であること
- ・適用期間：
 - 平成29年4月1日~平成31年3月31日

・対象設備

- ①A類型…生産性向上設備(工業会証明)
生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
- 機械装置……………160万円以上/10年以内
- 測定工具及び検査工具…30万円以上/5年以内
- 器具備品……………30万円以上/6年以内
- 建物附属設備…………60万円以上/14年以内
- ソフトウェア…………70万円以上/5年以内
- ※このA類型は固定資産税の特例もあり3年間にわたって1/2に軽減されます。

- ②B類型…収益力強化設備(経済産業局確認)
投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
- 機械装置……………160万円以上
- 工具……………30万円以上
- 器具備品……………30万円以上
- 建物附属設備…………60万円以上
- ソフトウェア…………70万円以上

・中小企業経営強化税制は、経営力向上計画の認定が要件となっております。近畿産業経済局のwebサイトに詳しい記入方法などが書かれておりますので、ご参考になさってください。

3. まとめ

製造業の設備投資による節税対策は政府の国策によるものですので、期限が決まっているものがほとんどです。そのときどきで新制度の情報を取得し上手に設備投資をすることで大きな節税も可能となります。設備投資を行い生産性向上しさらに節税でより強固な財務基盤の会社になれることを願っております。次回は「試験研究による節税対策」をお話いたします。